

# 公立大学法人大分県立看護科学大学職員倫理規程

平成18年 4月 1日  
規程第 31号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第33条第2項の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の職務に係る倫理の保持に必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する県民等の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本学の業務に対する県民等の信頼を確保することを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる行為のうち、次に掲げるものの相手方となる事業者等をいう。ただし、当該職員との利害関係が潜在的なものにとどまるもの又は当該職員の裁量の余地が極めて少ない職務に関するものを除く。

(1) 物品購入等の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(2) 共同研究及び受託研究の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(3) 入学試験における合格者の決定に係る事務 本学への入学を志願する者及びその関係者

(4) 学生等の懲戒処分決定に係る事務 当該懲戒処分の対象となる学生等

(5) 職員として採用する者の決定に係る事務 本学に職員として採用を希望する者及びその関係者

3 職員の地位等の客観的な事情から、前項各号の行為について当該職員が事実上影響力を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務に利害関係のある事業者等についても、利害関係者とみなす。

4 前2項に規定する事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者についても、利害関係者とみなす。

## (倫理行動規準)

第3条 職員は、公立大学法人の職員としての使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

(1) 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

(2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

(3) 職員は、法令及び本学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等による疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り

組まなければならないこと。

(5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者との禁止行為)

第4条 職員は、利害関係者との間で、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (2) 利害関係者と共に飲食をすること（職務上必要な場合を除く。）。
- (3) 利害関係者と共に遊技又は旅行（職務のための旅行を除く。）をすること。
- (4) 利害関係者から転任、海外出張等に伴うせん別又は中元、歳暮等の贈答品を受け取ること。
- (5) 利害関係者から講演、出版物への寄稿等に伴い報酬（公立大学法人大分県立看護科学大学職員兼業規程で許可された兼業による報酬及び対価性のない謝金等を除く。）を受けること。
- (6) 利害関係者に本来自らが負担すべき債務を負担させること。
- (7) 利害関係者から応分の対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- (8) 利害関係者から応分の対価を支払わずに物品又は不動産の貸与を受けること。
- (9) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、利害関係者から一切の利益又は便宜の供与を受けること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 前項第2号括弧書に規定する場合のほか、応分の対価を支払い、職務に対する信用を損なわない範囲で利害関係者と共に飲食をすること。ただし、当該飲食が夜間にわたる場合は、あらかじめ理事長にその旨を届け出なければならない。この場合において、やむを得ない理由により、あらかじめ届け出ることができないときは、事後速やかに報告するものとする。
- (2) 職務上の必要に応じて、又は社会通念上妥当な範囲において、物品の使用その他軽微な便宜の提供を受けること。
- (3) 広く一般に配布するための宣伝用物品又は記念品の贈与を受けること。

3 前2項の規定は、家族関係、個人的友人関係その他の私的關係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。）がある者との私生活上の行為であつて、職務に関係のないものについては適用しない。

(利害関係者以外のものとの禁止行為)

第5条 職員は、利害関係者以外のものとの間であつても、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者以外のものから、通常一般の社交の程度を超えて、供応接待又は財産上の利益供与を受けること。
- (2) 利害関係者以外のものに、本来自らが負担すべき債務を負担させること。

2 前項の規定は、家族関係、個人的友人関係その他の私的關係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。）がある者との私生活上の行為であつて、職務に関係のないものについては適用しない。

(理事長の責務等)

第6条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 第4条第2項第1号に規定する夜間会食の届け出の受理等を行うこと。
- (2) 第7条に規定する職員からの相談を受けること。
- (3) 第8条に規定する違反に対する処分等を行うこと。

(4) 研修その他の施策により、職員の倫理観の涵養及び保持に努めること。

(理事長への相談)

第7条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうか、又は利害関係者との間で行う行為が禁止行為に該当するかどうかについて判断できない場合は、理事長に相談し、その指示に従う。

(違反に対する処分等)

第8条 理事長は、職員がこの規程に違反する行為を行ったと認められる場合は、その違反の程度に応じ、就業規則の定めるところにより、必要な処分等を講じるものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、職員の適正な職務の執行及び倫理保持に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。